

④ 出向役員が出向先で役員になった場合

Q : 出向していた役員が、出向先の役員になった場合、給与の取扱いはどうなりますか？

A : 出向先法人については、役員に変更がないことから、支給の額が変われば定期同額給与に該当しないこととなります。

【解説】

子会社等へ出向していた役員が、子会社等の役員になるという場合、子会社等の処理は、「給与負担金」として親会社等へ支払っていたものが、「役員給与」に変わることとなり、取扱いに迷うところもあるかもしれませんが、法人税法では、次の要件に該当する給与負担金については給与として取り扱うことが認められており、また出向先法人については、役員に変わりがないことから、同じ役員給与として取り扱うこととなります。

- ① 給与負担金の額が役員給与として出向先法人の株主総会や社員総会などで決議されていること
- ② 出向契約等において、出向者に係る出向期間や給与負担金の額があらかじめ定められていること

したがって、役員になった後のその役員に対する給与の額が、出向元法人に支払っていた給与負担金と同額であれば問題ありませんし、役員 の地位に変動があつて(平取締役から常務取締役等になった場合など)の給与改定であれば、その額が妥当であれば、損金の額に算入されることとなります。

